

外為ステーション
外国為替証拠金取引説明書

平成 20 年 3 月 3 日

株式会社セブンインベスターズ
登録番号 関東財務局長（金商）第 253 号

社団法人 金融先物取引業協会 加入

株式会社セブンインベスターズの「外為ステーション」は、いわゆる外国為替証拠金取引（FX）です。外国為替証拠金取引をされるにあたっては、本説明書の内容をくまなくお読みになり、充分にご理解ください。

外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格変動など、さまざまなリスクが伴います。また、取引により多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う場合があります。従って、取引を開始する場合または継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要である旨、ご留意下さい。

目 次

外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について	3
外国為替証拠金取引の仕組みについて	
・取引の方法	5
・証拠金	7
・決済に伴う金銭の授受	9
・益金にかかる税金	9
外国為替証拠金取引の手続きについて	9
外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為	13
当社の概要について	16
外国為替証拠金取引に関する主要な用語	16
株式会社セブンインベスターズ 連絡先	20

本、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 に基づき、お客様に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第 1 号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である外国為替証拠金取引（FX）について説明します。

【重要：必ずお読み下さい】

外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について

【外国為替証拠金取引に伴うリスク等について】

外国為替証拠金取引には、主に次のようなリスクが伴います（主要なリスクを列挙しますが、下記に限定されません。お取引にあたっては、充分ご注意ください。）

- 1) 外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。特に外国為替の場合、平日 24 時間取引が行われているため、常時価格が変動している可能性があります。
- 2) 株式等と異なり、値幅制限が制度上存在しないため、短時間で価格が大きく変動する可能性があります。
- 3) いわゆるレバレッジ効果により、お客様が預託すべき証拠金の額よりも多額の取引ポジションをとることが可能なため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。
- 4) 外国為替相場の変動により損失が一定額を超えたときは、証拠金の追加差し入れが必要になります。損失の額が差し入れた証拠金の額に対し所定の水準に達したときは、損失を被った状態で建玉の一部または全部を強制的に決済されることもあります。この場合、その決済で生じた損失についても委託者であるお客様が責任を負うことになります。
- 5) 相場状況の急変などにより、ビッド価格とオファー価格のスプレッド幅が広がったり、あるいは意図したとおりの取引ができなかったりする可能性があります。
- 6) 取引する通貨によっては、市場での売買高が少ないため、売却または買戻しができないなど、意図したとおりの取引ができないことがあります。
- 7) スワップポイントは、取引対象である通貨の市場金利を反映するため、市場金利が変動すれば、スワップポイントも増減します。また、金利変動の度合いによっては、スワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。
- 8) インターネットの接続状況や通信環境、お客様の PC、あるいは当社やカバー先金融機関のシステムの稼働状況などの技術的なトラブル等により、注文の発注、執行、確認、取り消しなどができない場合、またそれにより不測の損失・損害等を被る場合があります。また、明らかに異常な価格提示による取引成立（いわゆるバッドティック）など、何からの正当な理由がある場合、執行済みの注文であっても、遡及的に取り消し無効（巻き戻し）となる場合があります。
- 9) 外国為替は、当該通貨を発行する国家の政府や中央銀行の重大な政策変更、テロ、天災、国家破綻、通貨取引停止措置、格付け機関による格付け変更など、当該通貨の取引に重大な影響を与える可能性のある事件が発生する場合があります。この結果、通貨取引の遅延、一時停止、凍結、不測の損失発生、あるいは最悪の場合、通貨取引自体の恒久的投資による取引ポジションの強制決済などの事態が発生する場合があります。

【カバー先金融機関について】

外為ステーションでは、デンマーク金融庁管轄下にあるデンマーク国籍の投資銀行「サクソ銀行 (SAXO BANK A/S)」にカバー取引を行います。ただし、お客様の直接のご契約相手は、あくまでも当社ですので、お客様とサクソ銀行の間に契約関係はありません。

【手数料について】

お取引にかかる手数料は、新規売買時、決済時、ともに片道 1 pip とさせていただきます。(米ドル/円では 1 pip=0.01 円、ユーロ/英ポンドでは 0.0001 英ポンドとなります。1 万通貨当たりの手数料(Ticket Fee は考慮せず)に換算すると、米ドル/円では 100 円、ユーロ/英ポンドでは 1 英ポンドとなります。

ただし、基準取引単位以下の数量で取引された場合、カバー先銀行から少額取引手数料 (Ticket Fee) として、1 取引あたり片道 5 米ドルが課金されますので、ご注意下さい。なお、少額取引手数料は、お客様の口座より自動で引き落とされます。

【注文執行後の取り消しについて】

お客様が注文された取引が正常に執行された後、当該注文をお客様が取り消すこと (クーリングオフ) は、当社ではお受けいたしかねます。

【証拠金の管理方法と信用リスクについて】

お客様からお預かりしました証拠金 (金融商品取引法に言う「保証金」を含みます。以下これらを総称し「証拠金」と呼びます。) につきましては、金融商品取引法等の規定により、当社の自己の固有財産と区分して管理保管しなければならないことになっております。当社は、金融商品取引法第 43 条の 3 および金融商品取引業等に関する内閣府令第 143 条から第 145 条の規定に則り、お客様の証拠金を下記銀行口座のいずれかに保管し、当社資産との区分管理を実施しております。

みずほ銀行 神谷町支店 普通 1101832

NDC オンライン株式会社 アドバンスドコース顧客口 (お客様入金先口座)

カバー先銀行 (サクソ銀行) 内 セブンインベスターズお客様取引専用口座

ただし、上記のような区分管理をしてもなお、万が一当社が破綻等の事態に陥った場合、お客様がお預けになった証拠金は、優先弁済されず、他の一般債権者と同等に扱われる可能性があります。

また、お客様は当社、株式会社セブンインベスターズとの相対契約ですので、資産保全に関し直接の信用リスクを負うのは、当社に対してのみですが、お客様の証拠金預託先であるサクソ銀行もしくはみずほ銀行が万が一破綻した場合、当社を通じて間接的に信用リスクを負うこととなります。

外国為替証拠金取引の仕組みについて

当社による外国為替証拠金取引、「外為ステーション」の受託業務は、金融商品取引法その他の関係法令、および社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

【取引の方法】

当社が取り扱う外国為替証拠金取引の内容は、次のとおりです。

- a. 取引対象は、米ドル、ユロ、豪ドル、英ポンド、日本円等、世界各国の主要通貨間での為替取引（「通貨ペア」といいます）をはじめ、150種類以上もの多様な通貨ペアをご用意いたしております。取り扱い通貨ペア詳細については、随時変更される可能性がありますので、当社WEBサイト等にて最新情報をご確認下さい。
- b. 以下の表は、よく取引される通貨ペアの基準取引単位および最小取引単位の一列です。これ以外の通貨ペアにつきましては、当社WEBサイト等にてご確認下さい。

通貨ペア	スプレッド	基準取引単位		最小取引単位		最大レバレッジ
AUD/JPY	3	100,000	AUD	5,000	AUD	100倍
AUD/USD	2	100,000	AUD	5,000	AUD	100倍
CAD/JPY	3	100,000	CAD	5,000	CAD	100倍
EUR/CHF	2	100,000	EUR	5,000	EUR	100倍
EUR/GBP	2	100,000	EUR	5,000	EUR	100倍
EUR/JPY	2.5	100,000	EUR	5,000	EUR	100倍
EUR/USD	2	50,000	EUR	5,000	EUR	100倍
GBP/CHF	6	100,000	GBP	5,000	GBP	100倍
GBP/JPY	5	100,000	GBP	5,000	GBP	100倍
GBP/USD	3	50,000	GBP	5,000	GBP	100倍
HKD/JPY	3.5	50,000	HKD	50,000	HKD	100倍
NZD/JPY	5	100,000	NZD	5,000	NZD	100倍
NZD/USD	4	100,000	NZD	5,000	NZD	100倍
USD/JPY	2	50,000	USD	5,000	USD	100倍
ZAR/JPY	3	50,000	ZAR	50,000	ZAR	50倍
TRY/JPY	15	100,000	TRY	5,000	TRY	25倍

AUD = オーストラリアドル

CAD = カナダドル

CHF = スイスフラン

EUR = ユーロ

GBP = 英ポンド

HKD = 香港ドル

JPY = 日本円

NZD = ニュージーランドドル

ZAR = 南アフリカランド

TRY = トルコリラ

USD = 米ドル

上記表における各通貨ペアの「スプレッド」は、通常の市場環境下における、平均的な売り呼び値（オファー価格）と買い呼び値（ビッド価格）の価格差を意味します。従いまして、必ずしも上記スプレッドが固定的に保証されているわけではありません。また、市場の変動が急速な場合など何らかの事態が発生した場合、上記スプレッドは大きく乖離する場合がございます。

上記表の内容は、予告なく変更させていただく場合がございます。最新の情報につきましては、

当社WEBサイト等にてご確認ください。

- c. 取引にかかる手数料は、新規売買時、決済時、ともに片道 1 pip とさせていただきます。
(米ドル/円では 1 pip=0.01 円、ユーロ/英ポンドでは 0.0001 英ポンドとなります。1 万通貨あたりの手数料(チケット・フィーは考慮せず)に換算すると、米ドル/円では 100 円、ユーロ/英ポンドでは 1 英ポンド となります。)
また、1 部の通貨ペアの手数料は、片道 0.1 pip となります。
各通貨ペア毎の pip、1 万通貨あたりの手数料については、WEB サイトにてご確認ください。

ただし、基準取引単位以下の数量で取引された場合、カバー先銀行から少額取引手数料(チケット・フィー)として、1 取引あたり片道 5 米ドルが課金されますので、ご注意ください。
なお、少額取引手数料は、お客様の口座より自動で引き落とされます。

- d. 呼び値の最小変動幅は、1 pip (通貨によっては 0.5 pip) とします。1 pip とは、 /JPY のような対円通貨の場合、1 銭に相当します。
- e. 当社がお客様に提示するレートは、当社の取引提携金融機関から配信されたレートをもとに、インターバンク市場の実勢レート等を考慮した当社のレートです。当社がお客様に提示したレートは、各通貨ペアの売付け価格と買付け価格を同時に提示しており、その提示価格には差額(スプレッド)があります。スプレッドは、取引提携金融機関から配信されたレートをもとに、当社で経済状況・市場競争力等を勘案して決定していますが、経済指標発表の前後などインターバンクにおいてスプレッドが拡大する場合には、お客様への提示レートのスプレッドも拡大することがあります。
- f. 建玉は、当該通貨建玉の売却もしくは買戻しによって、手仕舞いできます。
- g. 値洗いの結果、評価損を含めたお客様の損失が、お客様の純資産に比して所定の水準に達した場合、当社またはカバー先金融機関の独自の判断で、お客様口座内の建玉の全てを強制的に反対売買して決済させていただく場合があります。(「強制ロスカット」といいます。詳細は【証拠金】の 7) ロスカットの取り扱いをご参照ください。) またその場合、相場の急激な変動等の諸事情により、強制ロスカット時の決済がきわめて不利な価格で行われた結果、口座の実現損失がお客様の証拠金残額を上回る可能性があります。
- h. 米国ニューヨーク時間 17 時(日本時間午前 6 時、冬時間の場合は午前 7 時)時点で保持している建玉に対しては、毎営業日自動的にロールオーバーして、翌営業日に繰り越します。実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることになるので、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイント(スワップ金利とも言います)を当社との間で授受します。スワップポイントがお客様の受け取りになるか、あるいは支払いになるかは、各通貨ペアを構成する母国の金利状況や、通貨ペアの売り建て/買い建てなどによって異なりますが、同じ通貨ペアのスワップポイントは、基本的にお客様が受け取る場合のほうが、お客様が支払う場合よりも小さくなっています。
- i. スワップポイントは、上記のように米国ニューヨーク時間 17 時(日本時間午前 6 時、冬時

間の場合は午前 7 時 時点で授受されますが、カバー先金融機関のシステム上の都合により、お客様のシステムに反映されるのは、次項 (j) で規定する決済日の日本時間 16 時頃となります (画面上の口座残高や報告書には反映されておきませんが、取引上は有効に成立している反映待ちの状態、ということです)。

- j. 売却または買戻しを行った場合の決済日は、通常、当該売却または買戻しを行った日の翌々営業日とします。但し、当該翌々営業日が、通貨ペアを構成する母国市場または米国市場の休業日にあたる場合には、日本、当該母国市場または米国市場に共通する翌営業日とします。

【証拠金】

1) 証拠金の差入れ

当社にて口座開設後、外国為替証拠金取引の注文を初めて行われる前に、2)の当初証拠金額以上の額を、当社指定の銀行口座に現金にて差入れていただく必要があります。証拠金として、有価証券等を充当することはできません。当社にて入金確認後、速やかにシステム内のお客様口座に資金を移転いたします。お客様のシステム上で資金反映がなされた後、取引可能となります。

2) 証拠金必要額

初回入金時の証拠金必要額は、最低 5 万円とさせていただきます。建玉に対する必要証拠金は、下記の通りです。

	必要証拠金率	
	MAJOR 通貨 (USD、EUR、NZD など、先進国通貨同士のペアなど)	証拠金が USD25,000 以内
	証拠金が上記を超えた部分:	建玉の 2%
MINOR 通貨 (南アランドなど、マイナー国の通貨が含まれるペアなど)	証拠金が USD25,000 以内:	建玉の 2%
	証拠金が上記を超えた部分:	建玉の 4%
EXOTIC 通貨 (トルコリラなど、エマージング国の通貨が含まれるペアなど)	証拠金が USD 25,000 以内:	建玉の 4%
	証拠金が上記を超えた部分:	建玉の 8%

すなわち、必要証拠金が USD25,000 以下のお取引の場合、MAJOR 通貨の取引において建玉にかかる証拠金は 1%で計算されますので、最大 100 倍のレバレッジまで許容できます。これは、1 ドル = 114 円とすると、証拠金にして 2,850,000 円に相当しますから、建玉では 285,000,000 円となります。つまり、預け入れ証拠金が 285 万円未満の方、あるいは合計の建玉が約 3 億円以下のポジションしか建てない方にとっては、常に 100 倍のレバレッジが適用されるというわけです。

なお、のべ建玉が多額となり、必要証拠金が USD25,000 を超過した場合でも、超過した部分についてのみ、2%の証拠金が適用されます。USD25,000 に満ちるまでの部分は、同様に 1%で計算されます。

なお、証拠金率等については、諸事情により変更させて頂く場合がございます。相当の告知期間を設けるよう努めますが、諸事情により、変更までの期間が急となる場合もございます。

最新の証拠金率等については、当社 WEB サイトにてご確認ください。

3) 評価損益及びスワップポイントの取扱い

当社が行う値洗いにより発生する評価損益及び建玉のロ - ルオーバ に伴い発生するスワップポイントは、証拠金預託額に現金部分として加算または減算されます。

4) 両建て取引について

外為ステーションでは、システム上に置かしては、カバー先金融機関により記帳処理されるまでの間であれば両建て取引の売買は可能です。しかし、ポジションを持ち越（ロールオーバー）した場合、カバー先金融機関の記帳処理時には相殺され建て玉の決済（仕切り）として処理されますので外為ステーションではお勧めしておりません。

また、建て玉を決済した場合、それらがカバー先金融機関により記帳処理されるまでの間、システム内の「口座状況」画面においては、見かけ上両建てであるかのように表示される場合があります。このとき、画面上には「スクエア」と表示されます。

5) 証拠金の追加差入れ

お客様口座の純資産額（証拠金 + 評価損益）が、未決済の建て玉分の必要証拠金額を下回るおそれが出た場合には、システム画面上で警告が発せられます。この場合、純資産額が必要証拠金額を充分上回るように、現金にて証拠金を速やかに当社指定口座まで追加差し入れをなさるか、建て玉の一部または全部を決済していただく必要があります。ただし、お客様が証拠金を差し入れた場合でも、証拠金がおお客様のシステム内口座に反映されるまでの間に、7)に定める当社規定の強制ロスカット水準に達した場合、ポジションが決済される場合がございますので、あらかじめご了承ください。

6) 現金の引出し

証拠金のうち、建て玉維持のために使用されていない余剰部分については、必要証拠金額を下回らない範囲で（建て玉を所持していない場合には、証拠金全額）引き出すことができます。この場合、お客様より出金依頼を当社が受領してから、通常当日～3 営業日以内に、口座開設時にお客様がご指定になった銀行口座にお支払いいたします。ただし、当社の責めに帰すべからざる不可抗力等の理由により、お客様口座への入金が遅延する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

7) ロスカットの取扱い

値洗いの結果、評価損を含めたお客様の証拠金使用率が 100%に達した場合（=お客様の証拠金余力がゼロになった場合）損失の拡大を防ぐため、お客様に事前の断りなく、当社またはカバー先金融機関の独自の判断で、お客様口座内の建て玉の全てを強制的に反対売買して決済させていただく場合があります。またその場合、相場の急激な変動等の諸事情により、強制ロスカット時の決済がきわめて不利な価格で行われた結果、口座の実現損失がおお客様の証拠金残額を上回る可能性があります。

8) 金融商品取引業者等の業務または財産の状況の変化による損失のおそれ

当社、カバー先金融機関あるいはお客様の証拠金の預託先の業務または財産の状況が悪化した場合、証拠金その他の顧客資産の返還が困難になることで、損失が生ずるおそれがあります。

【決済に伴う金銭の授受】

当社は、差金決済のみとなります。受け渡し決済は、申し訳ありませんがお受けいたしかねます。

売却または買戻しに伴う委託者と当社との間の金銭の決済は、次の計算式により算出した金銭を授受します。

$$(\text{売却価格} - \text{買付価格}) \times \text{取引数量}$$

決済時点で口座情報に未反映のスワップポイントについては、期日が到来次第、順次反映され、授受されます。

【益金にかかる税金】

個人のお客様が当 f 外為ステーションでおこなった取引は、店頭における外国為替証拠金取引に該当します。従って、当該取引にて発生した益金（売買による差益およびスワップポイント収益）は、「雑所得」として総合課税の対象となります。雑所得が年間（毎年 1 月 1 日～12 月 31 日）38 万円（給与など他に収入手段のある方は、20 万円）を超えた場合には、確定申告をする必要があります。詳細は、税理士等の専門家にご確認ください。

外国為替証拠金取引の手続きについて

お客様から当社へ外国為替証拠金取引を委託される時の手続きは、下記のようになっております。

STEP 1 WEB での申込受付

当社 WEB サイト内で取引口座開設申込を行っていただきます。

口座開設申込ボタンから画面の指示に従い必要事項をご入力ください。特に重要事項等に関しては、当社 WEB サイトの掲載内容等を充分にお読みになり、ご理解およびご了承の上進めてください。なお、ご記入になった個人情報は、当社の口座開設手続きの目的のみに使用され、その他の目的には用いられません。また、WEB 経由での情報送信に際しては、当社は SSL による暗号を採用しております。

当社にて申込受付を受理次第、お客様の登録されたメールアドレスに、確認メールを送付いたします。

STEP2 本人確認書類の送付

法令等の定めにより、口座開設にあたっては本人確認が義務づけられております。お手数ですが、下記書類をご用意ください。

【個人のお客様】 下記書類のうち、いずれか1つを提出ください。

1. 運転免許証：裏面に変更の記載がある方は、表裏の両面のコピーをお送りください。
(Eメール、FAX 又は郵送)
2. 健康保険証：現住所、氏名、生年月日、有効期限が記載された面のコピーをお送りください。
カード型の保険証は、住所欄が裏面にある場合は裏面も必要です。
被扶養者の場合は、ご自分の氏名が記載されているページのコピーも必要となります。
(Eメール、FAX 又は郵送)
3. パスポート：顔写真入りのページおよび現住所が記載されている、所持人記入欄のコピーをお送りください。
氏名変更がある場合は、新氏名が記載された「追記」ページのコピーも必要です。
(Eメール、FAX 又は郵送)
4. 外国人登録証明書：現住所、氏名、生年月日、発行日が記載された面のコピーをお送りください。(Eメール、FAX 又は郵送)
5. 住民基本台帳カード：有効期限内、現住所、氏名、生年月日、有効期限が記載された面のコピーをお送りください。(Eメール、FAX 又は郵送)
6. 住民票の写し：提出日から6ヶ月以内に発行された原本をお送りください。
(郵送のみ)
7. 印鑑登録証明書：提出日から6ヶ月以内に発行された原本をお送りください。
(郵送のみ)

【法人のお客様】 法人名義の口座の場合、確認書類として以下の書類が必要になります。

1. 当該法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)・・・6ヶ月以内取得のもの
- 2 法人の代表者の方について、上記1.~7.の本人確認書類のいずれか1つ

電子メール、FAX、郵送にて、当社あてご送付ください。

【送付先】

(1) Eメールでのご送付

ご送付専用 E メールアドレス : webmail@ndc-on.com

Eメールに「本人確認書類画像」(デジタルカメラ、カメラ付き携帯、スキャナ等でお取り込みください)を添付し、Eメール本文に必ず下記を明記して、「ご送付専用 E メールアドレス」宛てにご送信ください。

免許証等を写メールなどで撮影し送付する場合は、STEP2 に指定する内容がすべて明瞭に撮影されていることをあらかじめご確認ください。

1. 氏名
2. 氏名のフリガナ
3. オンラインでお申込みされた日付

(2) FAX で送付される場合

FAX の場合送信先 : 03-6659-6957

(平日 9:00 ~ 20:00 の処理となります)

本人確認書類をコピーされた用紙の余白に、必ず下記の事項をご記入の上、弊社までご送付ください。

1. 氏名
2. 氏名のフリガナ
3. オンラインでお申込みされた日付

(3) 郵送で送付される場合

郵送の場合宛先 : 〒134-0088

東京都江戸川区西葛西 7-3-10 BKN 西葛西ビル 7F

株式会社セブンインベスターズ 宛

到着次第、当社にて迅速に審査の上、口座開設処理をおこないます。

STEP3 ご挨拶、ユーザーID・パスワードの発行

口座開設が完了したお客様には、当社からお客様宛に、ご挨拶、口座開設完了等のご連絡を E メールにて発送いたします。

また、転送不要の配達記録郵便にて、ユーザーID および初期パスワードを、本人確認書類に記載されたご住所宛てに、送付いたします。

STEP4 資金のご入金 ~ トレード開始

当社から ID およびパスワードをご入手されましたら、当社指定の下記顧客資金管理専用口座まで、委託証拠金をご入金ください。当社にて入金が確認できました時点で、お客様宛に受領書を発行し、電子メールなどで交付の上、すみやかにお客様の口座に入金額を反映させます（ただし、500万円以上の金額のご入金につきましては、当社内部処理の関係でお客様口座への反映に若干お時間を頂戴する場合がございます。その際は、その旨別途ご連絡申し上げます。）。お客様の画面にて、入金された資金が未記帳の損益手数料としてご確認いただければ、いよいよトレード開始です！

みずほ銀行 神谷町支店 普通口座 1101832

NDC オンライン株式会社 アドバンスドコース顧客口

【注文方法】

当社の外為ステーションでは、委託者（お客様）の PC 上で稼働する専用の取引システム「外為ステーション FX-Trader」によって全ての取引が行われます。注文をシステムに入力される際は、システムのルールに従い、下記の事項を正確にご入力ください。

- a. 通貨ペアの種類
- b. 買いまたは売りの別
- c. 注文の種類（指値、成行、逆指値など）
- d. 取引数量
- e. 価格
- f. 注文の有効期間（特に指定がない限り、キャンセルするまで有効に設定されます）
- g. その他特記事項（OCO 注文などを同時に発注される場合は、そちらも正確にご入力ください）

【決済】

建玉の反対売買にあたる注文が成立した場合には、決済分として、建玉量がその分減少します。決済される建玉は、決済注文の発注時に個々の建玉を指定することができますが、特に指定がない場合、先入先出法になります。

【取引の成立および取引報告書の交付】

委託注文をした外国為替証拠金取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を記載した取引報告書を交付します。なお、口座開設申込み時にご同意いただくことにより、電磁的交付（取引システム上でのポップアップなど）による方法で交付を行います。

【委託手数料】

取引にかかる手数料は、新規売買時、決済時、ともに片道 1 pip とさせていただきます。

（米ドル/円では 1 pip=0.01 円、ユーロ/英ポンドでは 0.0001 英ポンドとなります。1 万通貨当たりの手数料（Ticket Fee は考慮せず）に換算すると、米ドル/円では 100 円、ユーロ/英ポンドでは 1 英ポンド となります。）

また、1 部の通貨ペアの手数料は、片道 0.1 pip となります。

各通貨ペア毎の pip、1 万通貨あたりの手数料については、WEB サイトにてご確認ください。

ただし、基準取引単位以下の数量で取引された場合、カバー先銀行から少額取引手数料 (Ticket Fee) として、1 取引あたり片道 5 米ドルが課金されますので、ご注意下さい。なお、少額取引手数料は、お客様の口座より自動で引き落とされます。

【証拠金】

委託者（お客様）が口座開設後に証拠金を初回入金された場合、また証拠金の追加入金をされた場合は、当社は、入金を確認できました時点で、お客様宛に電子メールにて受領書を交付いたします。また、その入金が委託者の取引システム画面上で反映された際には、取引システム上のポップアップなどで通知を行います。

【建玉・証拠金・口座状況等の報告】

当社の取引システムは、委託者（お客様）の建玉状況、現在の使用証拠金、余剰証拠金、評価損益、取引履歴などの口座状況がリアルタイムで常時ご覧いただけます。なお、これら報告書の電磁的交付に関しては、当社への口座開設申込みと同時に、電磁的方法による交付をご承諾いただくことになっております。ご了承ください。

【その他】

当社からの通知書や報告書の内容は、必ずご確認ください。万が一、記載内容に相違または疑義のある場合は、お手数ですが当社サポートセンターまでご一報ください。

外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法等により、お客様を相手方とした外国為替証拠金取引、またはお客様のために外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎもしくは代理を行う行為（以下、「外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為を禁止されていますので、ご注意ください。

- a. 外国為替証拠金取引契約（お客様を相手方とし、またはお客様のために外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結またはその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げる行為。
- b. お客様に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為。

- c. 外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘を要請していないお客様に対し、訪問または電話をかけて、外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為。ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にあるお客様（勧誘の前日 1 年間に、2 回以上の店頭金融先物取引のあった方、あるいは勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高をお持ちのお客様を指します）に対する勧誘、および外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替リスクのヘッジのための勧誘は、禁止行為から除外されます。
- d. 外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客様に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為。
- e. 外国為替証拠金取引契約の締結につき、お客様があらかじめ当該外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為。または勧誘を受けたお客様が当該外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為。
- f. 外国為替証拠金取引契約の締結または解約に関し、お客様に迷惑を覚えさせるような時間に電話または訪問により勧誘する行為。
- g. 外国為替証拠金取引について、お客様に損失が発生した場合、あるいはあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合に、自己または第三者がその全部または一部を補填し、または補填する目的で、お客様または第三者に財産上の利益を提供する旨を、そのお客様またはその指定した者に対し、申込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為。
- h. 外国為替証拠金取引について、自己または第三者がお客様の損失の全部または一部を補填し、またはお客様の利益に追加する目的で、お客様または第三者に財産上の利益を提供する旨を、そのお客様またはその指定した者に対し、申込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為。
- i. 外国為替証拠金取引について、お客様の損失の全部もしくは一部を補てんし、またはお客様の利益に追加する目的で、そのお客様または第三者に対し財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為。
- j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、お客様の知識、経験、財産の状況および外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして、そのお客様に理解していただくために必要な方法および程度による説明をしないこと。
- k. 外国為替証拠金取引契約の締結またはその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生じさせかねない表示をする行為。
- l. 外国為替証拠金取引契約につき、お客様もしくはその指定した者に対し、特別の利益を提供することを約束し、またはお客様もしくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者から特別の利益を提供することを約束し、またはこれを提供する行為を含みま

す。)

- m. 外国為替証拠金取引契約の締結または解約に関し、偽計を用い、または暴行や脅迫をする行為。
- n. 外国為替証拠金取引契約に基づく外国為替証拠金取引行為をすること、あるいはその他の当該外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部または一部の履行を、正当な理由なく拒否し、または不当に遅延させる行為。
- o. 外国為替証拠金取引契約に基づくお客様の計算に属する金銭、有価証券その他の財産、証拠金、その他の保証金等を、虚偽の相場を利用することや、その他の不正手段で取得する行為。
- p. 外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることを、お客様にあらかじめ明示しないでお客様を集め、外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為。
- q. あらかじめお客様の同意を得ていないのに、そのお客様の計算により外国為替証拠金取引をする行為。ただし、本説明書【証拠金】の7)に定められる強制ロスカットについては、除外します。
- r. 個人である金融商品取引業者または金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務をおこなうべき社員を含みます。）もしくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客様の外国為替証拠金取引に係る注文の動向や、その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、または専ら投機的利益の追求を目的として、外国為替証拠金取引をする行為。
- s. 外国為替証拠金取引行為につき、お客様から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組み合わせ、数量および価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他あらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、その契約を書面で締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
- t. 外国為替証拠金取引行為につき、お客様に対し、お客様がおこなう外国為替証拠金取引の売付または買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること。

以 上

当社の概要について

当社、株式会社セブンインベスターズの概要は、以下の通りです。

商号 : 株式会社セブンインベスターズ
商品愛称 : 外為ステーション
設立 : 平成 16 年 8 月
所在地 : 〒134-0088 東京都江戸川区西葛西 7-3-10
BKN西葛西ビル 7F
電話番号 : 0120-24-4094 (フリーダイヤル・平日 9 時 ~ 20 時)
Fax 番号 : 03-6659-6957
主要業務 : 外国為替証拠金取引等の第一種金融商品取引業
認可・登録番号 : 関東財務局長 (金商) 第 253 号
社団法人 金融先物取引業協会 加入
資本金 : 7000 万円
資本準備金 : 2000 万円
代表者 : 戸泉 邦康
主要株主 : 株式会社レントラックス

外国為替証拠金取引に関する主要な用語

IFO 注文 (アイ・エフ・オー注文)

IFD 注文と OCO 注文を組み合わせた発注方法。まず最初の注文が成立した後、そのポジションを閉じる注文を OCO 方式で出すという、2 重条件付き発注方法のこと。

IFD 注文 (アイ・エフ・ディー注文)

If Done ~ の略。2 つの注文を同時に発注するが、まず最初の注文が成立した後、次の注文を有効にするという、条件付き発注方法のこと。

相対取引（あいたいとりひき）

売り手と買い手が、市場や取引所を通さずに直接取引をすること。外為ステーションの場合、取引当事者はお客様とセブンインベスターズになる。OTC（オーティージー）とも言う。

Ask（アスク）

金融商品取引業者が提示する売値のこと。相対取引を行う投資家にとっては、買値となる。「オファー（Offer）」も同義語。

証拠金（いたくしょうきん）

外貨投資を行うための担保として、取引業者に預け入れるお金。単に「証拠金」あるいは業者によっては「保証金」と呼ぶこともある。

受渡決済（うけわたしけっさい）

外国為替証拠金取引の場合、売り付けた通貨を引き渡し、買い付けた通貨を受け取るにより決済する方法。外為ステーションの場合、受渡決済には対応しておらず、すべて差金決済となる。

売建玉（うりたてぎょく）

売り注文で建てたポジションのこと。外国為替証拠金取引を行う日本人投資家の場合、外貨売り円買いのポジションを指す場合が多い。

FX（エフエックス）

Foreign Exchange の略。外国為替、またはその取引のこと。「Forex（フォレックス）」とも呼ばれる。

OCO 注文（オー・シー・オー注文）

One Cancels the Other の略。二つの相反する注文を同時に出すが、片方が成立した場合、自動的にもう一方をキャンセルする、条件付き発注方法のこと。例えば、利益確定と損益限定の注文を同時に出すときなど利用される。

オファー

金融商品取引業者が提示する売値のこと。相対取引を行う投資家にとっては、買値となる。「アスク（Ask）」も同義語。

外国為替証拠金取引（がいこくかわせしょうきんとりひき）

比較的少額の証拠金を預託することで、証拠金よりも多額の量の通貨取引を行うことができる金融商品。店頭デリバティブ取引のひとつに分類される。

買戻し（かいもどし）

保有している売り建てポジションを（買い取引により）決済すること。

カバー

アウトライトで保有するポジションの反対売買を行い、ポジションのリスクを中立に近づけること。

カバー先（かばーさき）

金融商品取引業者が、ポジションを中立に保つためにカバー注文を出す先の金融機関。

逆指値注文（ぎゃくさしねちゅうもん）

注文方法のひとつ。現状よりも不利な値段で予め注文予約を出しておく方法で、ロスカットなど損失を限定したいときに、よく用いられる。

強制ロスカット（きょうせいロスカット）

評価損が発生し、証拠金維持率が一定レベルを下回った場合、予め約款に規定されたルールに則り、取引業者が強制的に保有しているポジションを決済すること。

金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

いわゆる「業者」のこと。外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者を指す。

差金決済（さきんけっさい）

売買時に金額全体を受け渡しするのではなく、決済時に売値と買値の差額分だけを清算すること。外為ステーションの場合、全ての取引は差金決済で行われる。

指値注文（さしねちゅうもん）

注文方法のひとつ。現状よりも有利な値段で予め注文予約を出しておく方法で、一定の値段で利益確定をしたい場合に、よく用いられる。

ショート

売り建てのポジションのこと。反対語は「ロング」。

代金や証拠金が足りない状態のこと。「資金ショート」という言い方でよく用いられる。

スワップ

外国為替証拠金取引では、保有ポジションに対し、2 国間の金利差に応じて付与もしくは差引される金利のことをいう。スワップ金利、スワップポイントなどと呼称されることもある。

追加保証金（ついかしょうこきん）

一定の含み損益を抱えた場合に、取引を継続するために追加で担保を差し入れること。外為ステーションでは、追加証拠金は基本的に発生しない制度を用いているが、業者によっては追加証拠金を要求される場合がある。

店頭金融先物取引（てんとうきんゆうさきものとりひき）

外国為替証拠金取引のように、金融先物取引所が開設する金融先物市場や海外金融先物市場によらずに行われる通貨・金利等の金融商品のデリバティブ取引全般を指す。外為ステーションなどの外国為替証拠金取引は、この一種に分類される。

特定投資家（とくていとうしか）

店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門知識および経験を有すると認めら

れる適格期間投資家、国、日本銀行などを指す。一定の要件を満たす個人は、特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができる。

成行注文（なりゆきちゅうもん）

注文方法のひとつ。価格を指定せずに、最速の執行を行う。市場の流動性や、発注から執行までのタイムラグによっては、必ずしも現在提示のレートで執行されるとは限らない。

値洗い（ねあらい）

現在保有のポジションについて、最新の価格で損益を評価しなおすこと。

媒介取引（ばいかいとりひき）

金融商品取引業者が、委託者（顧客）の注文を、その委託者の名前で他の金融商品取引業者につなぐ取引。

バッドティック

金融商品取引業者またはそのカバー先金融機関が、あきらかに誤った価格表示をすること。外国為替の場合、ほとんどは相対取引なので、あきらかな価格誤表示は「錯誤」として取り消すことができる（その際、誤価格で一端成立した取引や損切りも、巻き戻しされる）ことが、業界の慣例として認められている。

Bid（ビッド）

金融商品取引業者が提示する買値のこと。相対取引を行う投資家にとっては、売値となる。

必要証拠金（ひつようしょうきん）

現在保有しているポジションを維持するために必要なお金のこと。

ヘッジ

現在のポジションのリスク（価格変動リスクなど）を低減するために行う取引のこと。

両建て（りょうだて）

同一の通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に持つこと。

レバレッジ

証拠金の額に対する現在の建玉の金額で表されるリスク指標の一種。例えば、証拠金 1000 万円で 1 億円相当のポジションを建てたとすれば、レバレッジは 10 倍と計算される。外国為替証拠金取引では、50 倍以上の高レバレッジ取引がシステム上可能であるが、自らの体力（証拠金額）に見合わない、あまりに高レバレッジな取引は、元本を大きく損なうリスクが高いため（レバレッジリスク）、リスクを熟知した投資家以外にはお勧めできない。

ロスカット

相場が思わしくない方向に進んだときに、損失をこれ以上ふくらませないために損失確定させること。「ストップロス」「損切り」と同義。

ロールオーバー

保有ポジションを先に繰り延べていくこと。取引業者などが自動的に行っている。

ロング

買い建てのポジションのこと。反対語は「ショート」。

この他の用語については、当社 WEB サイトの用語集をご覧ください。

ご不明の点につきましては、下記当社サポートセンターまで、
お気軽にお問い合わせください。

株式会社セブンインベスターズ サポートセンター

電話 : 0120 - 24 - 4094 (フリーダイヤル)

電子メール : advanced@ndc-on.com

株式会社セブンインベスターズは、社団法人金融先物取引業協会の会員です。